

### <6月議会の主な議案>

- ① 人事：教育委員会委員(1)農業委員(10)等任命
  - ② 市税条例の一部改正(地方税等の一部改正・新型コロナウイルス関連臨時特例)：個人市民税(ひとり親等に対する控除)・法人市民税・軽自動車税・固定資産税等見直し及び負担軽減など
  - ③ 工事請負契約の締結(市庁舎防水外壁改修・温水プール大規模改修、春日南中学校舎増築工事)
  - ④ 市長等給与及び議員報酬の減額
  - ⑤ 一般会計補正予算第4・5号(コロナ関連他)
  - ⑥ 下水道事業特別会計補正予算
  - ⑦ 第6次春日市総合計画における基本構想の策定
- \*住み良さ実感都市かすが〜つながる・育む・支え合う



## 2020年6月議会報告

### 春日市学童保育の改善を求めリー質問

6月議会では、新型コロナウイルス対策関連予算を含む補正予算、人事案件、温水プールの大規模改修等の工事契約等を審議しました。

一般質問では、4月の指定管理者変更と新型コロナウイルス感染症対策による休校も重なり、不安定な運営となった学童保育の現状と課題及び対策等について、吉居・川崎・西川の3議員が続けて質問をしました。また、保護者と支援員さんより「国基準や協定書、条例を守り学童保育の改善を求める」という主旨の請願が出されました。それぞれ、反対討論2件、賛成討論3件・4件



が行われましたが、賛成8、反対10で不採択となりました。(質問内容は本紙うら。賛否の議員名や討論内容は「議会たより8月号」や春日市議会ホームページなどご覧下さい)

こんにちは  
よしい恭子です

春日民報



2020年7月  
日本共産党  
春日市会議員  
吉居恭子  
下白水北5-18  
☎574-2076

**(吉居の一般質問)**  
子どもが、安全に安心して過ごせる学童保育の運営について

4月から新指定管理者の運営となった学童保育ですが、リーダー支援員や有資格者の配置、児童への対応や保護者との連携などで問題が生じ、改善を求める声が上がっています。これらの問題について「市は把握しているのか」「問題に対し、どう対処したか」など質問を行いました。

市は、保護者から寄せられたハラスメント等問題事案について、4月半ばからすでに情報が入って、新指定管理者からの報告のみで判断しない」と認識して「問題とは認識して回答をしました。また質問と関係ない一方的な答弁を続け「問題の職員は継続雇用の人だ」とも言いました。4月からの管理運営の全責任は、再雇用や職員の不適切な言動への指導も含め、当然、新指定管理者にあります。市には、今後、事実に基づいた公平公正な回答を求めたいと思います。

児童の安全と健全育成に関して一番心

### 《無料法律・生活相談》

とき 7月29日(水)19時~20時半  
ところ 下白水北公民館  
法律相談：伊黒弁護士(秘密厳守)  
(8月は26日です)  
\*当日都合のつかない方やお急ぎの方は  
☎09083906222 : ヨシイまで

☆よしい恭子  
ホームページ  
開設しました。  
ぜひ、ごらん  
ください!

配なのは、リーダー支援員(責任者)の配置があいまいで、新職員(責任者)の注意したり、クラブの環境や児童への対応を話し合い改善する体制になつていないことです。個々の支援員・補助員が責任をもつて保育をしている(市答弁)と言いますが、学童保育への知識や理解が充分でない職員が、それぞれの基準で行動すると、放課後児童健全育成事業の主旨に沿う子どもたちに適した環境を提供することができません。

本事業における児童と保護者に対する最終責任は市にあり、指定管理者任せでは困り(裏面に続く)

春日の子どもは、  
どの子もかわいい。  
すくすく、のびのび  
育てほしいね！



### 春日市放課後児童保育に関する請願書

(保護者が提出した請願書)

【要旨】令和2年4月より放課後児童クラブ(以下、学童保育)の指定管理者が株式会社テクノサポート(以下テクノサポート)に変更となりました。変更後の状況を確認する限り、保護者が不安を感じる保育がいくつかのクラブで実施されておりました。学童保育は子どもが安心して過ごせる場所であり、保護者が安心して預けられる場所であることが重要です。現状が改善され、子どもや保護者にとって安心できる場所となるよう下記3項目について要望いたします。

記

1. 『春日市放課後児童クラブ管理運営仕様書』(以下「仕様書」)及び『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)』(以下「基準」)の遵守及び十分に配慮した運営の実施。
2. 『放課後児童クラブ運営指針』(以下「指針」)に則った運営に努める。
3. 上記2項目実現のため、一定程度の改善が見られるまで定期的に、

春日市は、テクノサポートに対して具体的な対策・改善案作成の助言・指導、達成状況の確認・指導、春日市議会へ問題点、具体案の内容及び達成状況の報告を行う。(特に現在問題があると思われる職員の配置、子どもの人権、支援員等の質、保護者との情報共有、支援員等同士での情報共有、マニュアル内容の周知徹底、指定管理者変更による影響、各クラブの生活ルール、支援員等のミーティングについては配慮をお願いいたします。)

### ハラスメント加害者にならないために

- ① 人の身体には触らない (ボディタッチはダメです)
  - ② 公共スペースでは下ネタ、猥談はしない
  - ③ 人の容姿、私生活を評価することを言わない
  - ④ 性別などによって人の在り方を決めつけない
  - ⑤ 会話の中で、〇〇いじり・不謹慎ネタで笑わせない
  - ⑥ 問題を指摘されたら、意図で反論せず丁寧に聞くなど
- \*ハラスメントは、対等でない関係の中で起こるので、自覚が難しいです。しかし、どんな意図があっても関係なく、相手を不愉快にさせ傷つけたらハラスメントです。(悪気はなかった、相手が近づいて来た、皆に好かれていた…など、どれも理由になりません)

\*新婦人しんぶん6月18日号より引用



みわよしこさんのネットニュースも必見！

《編集後記》  
新型コロナウイルスによる生活の変化や収入減、7月の豪雨と試練は続きます。そうした中ですが、春日市の学童保育を守ろうと、これまで学童に関わってきた市民の皆さんからの応援の声が次々と寄せられています。

良市なり反が願育りと保  
いと対、の書の、支  
学と市ま1い、がの、援  
童議01ず、書改、護  
保会したでれ、が善、者  
育は。不採賛をを、の  
に「し採成まを、み  
すよりか択成したるな  
るしと8た。る。さ  
る。しと8た。る。さ

されま果へたといと学らをた  
ません。たとと上、童童童童童  
で。請。さ、と、さ、さ、さ、さ、  
ん。願。な、の、の、の、の、の、  
だ。採。履、約、良、良、良、良、  
択。は。行、束、い、守、守、守、  
が。採。な。束、守、守、守、守、  
は。採。な。束、守、守、守、守、  
は。採。な。束、守、守、守、守、

を確あの改学て令理市  
を実りは善善童童童童童  
求な、は善善善善善善善  
めな、然ささ保保保保保  
ます。そ、せせせせせせせ  
。行の、せせせせせせせ

学童保育の請願は  
55%の議員の反対で不採択！

ます。と  
放とつ  
課後。て  
を安  
保全  
障で  
する。楽  
るし  
た。い  
に

の童め  
取保に  
り育も  
組を、  
み見、  
をし引  
し守、  
っ続  
か、市学

とまり  
思注  
いり  
たい  
いて

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚労省)抜粋(趣旨)

第一条の2 設備運営基準は、市町村長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」)が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」)は、利用者が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。